

令和8年度 定期（毎月）水質検査結果

松輪配水池系統

項目	(単位)	水質基準	採水月日
採水日時		—	4/9 10:35
*水温	(℃)	—	15.3
1*一般細菌	(集落数)	1ml中 100 集落以下	0
2*大腸菌		検出されないこと	不検出
3*カドミウム及びその化合物	(mg/l)	Cd値 0.003 mg/l以下	—
4*水銀及びその化合物	(mg/l)	Hg値 0.0005mg/l以下	—
5*セレン及びその化合物	(mg/l)	Se値 0.01 mg/l以下	—
6*鉛及びその化合物	(mg/l)	Pb値 0.01 mg/l以下	—
7*ヒ素及びその化合物	(mg/l)	As値 0.01 mg/l以下	—
8*6価クロム化合物	(mg/l)	Cr ⁶⁺ 値 0.02 mg/l以下	—
9*亜硝酸態窒素	(mg/l)	0.04 mg/l以下	—
10*シアン化物イオン及び塩化シアン	(mg/l)	CN値 0.01 mg/l以下	—
11*硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	(mg/l)	10 mg/l以下	—
12*フッ素及びその化合物	(mg/l)	F値 0.8 mg/l以下	—
13*ホウ素及びその化合物	(mg/l)	B値 1.0 mg/l以下	—
14*四塩化炭素	(mg/l)	0.002 mg/l以下	—
15*1,4-ジオキサン	(mg/l)	0.05 mg/l以下	—
16*シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.04 mg/l以下	—
17*ジクロロメタン	(mg/l)	0.02 mg/l以下	—
18*テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.01 mg/l以下	—
19*トリクロロエチレン	(mg/l)	0.01 mg/l以下	—
20*ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	(mg/l)	0.0005mg/l以下(暫定) (PFOS及びPFOAの和として)	—
21*ベンゼン	(mg/l)	0.01 mg/l以下	—
22*塩素酸	(mg/l)	0.6 mg/l以下	—
23*クロロ酢酸	(mg/l)	0.02 mg/l以下	—
24*クロロホルム	(mg/l)	0.06 mg/l以下	—
25*ジクロロ酢酸	(mg/l)	0.03 mg/l以下	—
26*ジブロモクロロメタン	(mg/l)	0.1 mg/l以下	—
27*臭素酸	(mg/l)	0.01 mg/l以下	—
28*総トリハロメタン	(mg/l)	0.1 mg/l以下	—
29*トリクロロ酢酸	(mg/l)	0.03 mg/l以下	—
30*ブロモジクロロメタン	(mg/l)	0.03 mg/l以下	—
31*ブロモホルム	(mg/l)	0.09 mg/l以下	—
32*ホルムアルデヒド	(mg/l)	0.08 mg/l以下	—
33*亜鉛及びその化合物	(mg/l)	Zn値 1.0 mg/l以下	—
34*アルミニウム及びその化合物	(mg/l)	Al値 0.2 mg/l以下	—
35*鉄及びその化合物	(mg/l)	Fe値 0.3 mg/l以下	—
36*銅及びその化合物	(mg/l)	Cu値 1.0 mg/l以下	—
37*ナトリウム及びその化合物	(mg/l)	Na値 200 mg/l以下	—
38*マンガン及びその化合物	(mg/l)	Mn値0.05 mg/l以下	—
39*塩化物イオン	(mg/l)	200 mg/l以下	8.0
40*カルシウム、マグネシウム等[硬度]	(mg/l)	300 mg/l以下	—
41*蒸発残留物	(mg/l)	500 mg/l以下	—
42*陰イオン界面活性剤	(mg/l)	0.2 mg/l以下	—
43*ジエオスミン	(mg/l)	0.0001mg/l以下	—
44*2-メチルイソボルネオール	(mg/l)	0.0001mg/l以下	—
45*非イオン界面活性剤	(mg/l)	0.02 mg/l以下	—
46*フェノール類	(mg/l)	0.005 mg/l以下	—
47*有機物等[全有機炭素(TOC)の量]	(mg/l)	3 mg/l以下	0.5
48*pH値		pH 5.8以上 8.6以下	7.6
49*味		異常でないこと	異常でない
50*臭気		異常でないこと	異常でない
51*色度	(度)	5 度 以下	1未満
52*濁度	(度)	2 度 以下	0.1未満
*残留塩素	(mg/l)	0.1 mg/l以上	0.3

※注 1 検査は、平成15年労働厚生省令第101号(平成15年5月30日公布、平成16年4月1日施行)に基づく水質基準の検査項目について厚生労働大臣の指定機関(ユーロフィン太平洋環境株)に依頼し実施した。
 2 残留塩素については、水質管理指標として県の指導追加項目として行った。
 3 定量限界を下回る場合は、定量限界を数値で示し「000未満 (<000)」と表示した。
 4 各項目の印について *印は省略「不可」(毎月検査)項目、それ以外は概ね3ヶ月に1回の検査(4回/年)項目、ただし・印については過去の結果によって1~3年に1回まで省略可能な項目。
 5 +印項目は、検体が原水の場合、検査を実施しなくて良い項目。
 6 検査を実施しなかった(省略した)項目については、「-」と表示した。

令和8年度 定期（毎月）水質検査結果

高山配水池系統

項目	(単位)	水質基準	採水月日
採水日時		—	4/9 10:15
*水温	(℃)	—	16.0
1*一般細菌	(集落数)	1ml中 100 集落以下	0
2*大腸菌		検出されないこと	不検出
3*カドミウム及びその化合物	(mg/l)	Cd値 0.003 mg/l以下	—
4*水銀及びその化合物	(mg/l)	Hg値 0.0005mg/l以下	—
5*セレン及びその化合物	(mg/l)	Se値 0.01 mg/l以下	—
6*鉛及びその化合物	(mg/l)	Pb値 0.01 mg/l以下	—
7*ヒ素及びその化合物	(mg/l)	As値 0.01 mg/l以下	—
8*6価クロム化合物	(mg/l)	Cr ⁶⁺ 値 0.02 mg/l以下	—
9*亜硝酸態窒素	(mg/l)	0.04 mg/l以下	—
10*シアン化物イオン及び塩化シアン	(mg/l)	CN値 0.01 mg/l以下	—
11*硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	(mg/l)	10 mg/l以下	—
12*フッ素及びその化合物	(mg/l)	F値 0.8 mg/l以下	—
13*ホウ素及びその化合物	(mg/l)	B値 1.0 mg/l以下	—
14*四塩化炭素	(mg/l)	0.002 mg/l以下	—
15*1,4-ジオキサン	(mg/l)	0.05 mg/l以下	—
16*シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.04 mg/l以下	—
17*ジクロロメタン	(mg/l)	0.02 mg/l以下	—
18*テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.01 mg/l以下	—
19*トリクロロエチレン	(mg/l)	0.01 mg/l以下	—
20*ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	(mg/l)	0.0005mg/l以下(暫定) (PFOS及びPFOAの和として)	—
21*ベンゼン	(mg/l)	0.01 mg/l以下	—
22*塩素酸	(mg/l)	0.6 mg/l以下	—
23*クロロ酢酸	(mg/l)	0.02 mg/l以下	—
24*クロロホルム	(mg/l)	0.06 mg/l以下	—
25*ジクロロ酢酸	(mg/l)	0.03 mg/l以下	—
26*ジブロモクロロメタン	(mg/l)	0.1 mg/l以下	—
27*臭素酸	(mg/l)	0.01 mg/l以下	—
28*総トリハロメタン	(mg/l)	0.1 mg/l以下	—
29*トリクロロ酢酸	(mg/l)	0.03 mg/l以下	—
30*ブロモジクロロメタン	(mg/l)	0.03 mg/l以下	—
31*ブロモホルム	(mg/l)	0.09 mg/l以下	—
32*ホルムアルデヒド	(mg/l)	0.08 mg/l以下	—
33*亜鉛及びその化合物	(mg/l)	Zn値 1.0 mg/l以下	—
34*アルミニウム及びその化合物	(mg/l)	Al値 0.2 mg/l以下	—
35*鉄及びその化合物	(mg/l)	Fe値 0.3 mg/l以下	—
36*銅及びその化合物	(mg/l)	Cu値 1.0 mg/l以下	—
37*ナトリウム及びその化合物	(mg/l)	Na値 200 mg/l以下	—
38*マンガン及びその化合物	(mg/l)	Mn値0.05 mg/l以下	—
39*塩化物イオン	(mg/l)	200 mg/l以下	8.3
40*カルシウム、マグネシウム等[硬度]	(mg/l)	300 mg/l以下	—
41*蒸発残留物	(mg/l)	500 mg/l以下	—
42*陰イオン界面活性剤	(mg/l)	0.2 mg/l以下	—
43*ジエオスミン	(mg/l)	0.00001mg/l以下	—
44*2-メチルイソボルネオール	(mg/l)	0.00001mg/l以下	—
45*非イオン界面活性剤	(mg/l)	0.02 mg/l以下	—
46*フェノール類	(mg/l)	0.005 mg/l以下	—
47*有機物等[全有機炭素(TOC)の量]	(mg/l)	3 mg/l以下	0.5
48*pH値		pH 5.8以上 8.6以下	7.4
49*味		異常でないこと	異常でない
50*臭気		異常でないこと	異常でない
51*色度	(度)	5 度 以下	1未満
52*濁度	(度)	2 度 以下	0.1未満
*残留塩素	(mg/l)	0.1 mg/l以上	0.4

※注 1 検査は、平成15年労働厚生省令第101号(平成15年5月30日公布、平成16年4月1日施行)に基づく水質基準の検査項目について厚生労働大臣の指定機関(ユーロフィン太平洋環境株)に依頼し実施した。
 2 残留塩素については、水質管理指標として県の指導追加項目として行った。
 3 定量限界を下回る場合は、定量限界を数値で示し「000未満 (<000)」と表示した。
 4 各項目の印について *印は省略「不可」(毎月検査)項目、それ以外は概ね3ヶ月に1回の検査(4回/年)項目、ただし・印については過去の結果によって1~3年に1回まで省略可能な項目。
 5 +印項目は、検体が原水の場合、検査を実施しなくて良い項目。
 6 検査を実施しなかった(省略した)項目については、「-」と表示した。

令和8年度 定期（毎月）水質検査結果

ずい道配水池系統

項目	(単位)	水質基準	採水月日
採水日時		—	4/9 9:55
*水温	(℃)	—	15.0
1*一般細菌	(集落数)	1ml中 100 集落以下	0
2*大腸菌		検出されないこと	不検出
3*カドミウム及びその化合物	(mg/l)	Cd値 0.003 mg/l以下	—
4*水銀及びその化合物	(mg/l)	Hg値 0.0005mg/l以下	—
5*セレン及びその化合物	(mg/l)	Se値 0.01 mg/l以下	—
6*鉛及びその化合物	(mg/l)	Pb値 0.01 mg/l以下	—
7*ヒ素及びその化合物	(mg/l)	As値 0.01 mg/l以下	—
8*6価クロム化合物	(mg/l)	Cr ⁶⁺ 値 0.02 mg/l以下	—
9*亜硝酸態窒素	(mg/l)	0.04 mg/l以下	—
10*シアン化物イオン及び塩化シアン	(mg/l)	CN値 0.01 mg/l以下	—
11*硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	(mg/l)	10 mg/l以下	—
12*フッ素及びその化合物	(mg/l)	F値 0.8 mg/l以下	—
13*ホウ素及びその化合物	(mg/l)	B値 1.0 mg/l以下	—
14*四塩化炭素	(mg/l)	0.002 mg/l以下	—
15*1,4-ジオキサン	(mg/l)	0.05 mg/l以下	—
16*シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.04 mg/l以下	—
17*ジクロロメタン	(mg/l)	0.02 mg/l以下	—
18*テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.01 mg/l以下	—
19*トリクロロエチレン	(mg/l)	0.01 mg/l以下	—
20*ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	(mg/l)	0.0005mg/l以下(暫定) (PFOS及びPFOAの和として)	—
21*ベンゼン	(mg/l)	0.01 mg/l以下	—
22*塩素酸	(mg/l)	0.6 mg/l以下	—
23*クロロ酢酸	(mg/l)	0.02 mg/l以下	—
24*クロロホルム	(mg/l)	0.06 mg/l以下	—
25*ジクロロ酢酸	(mg/l)	0.03 mg/l以下	—
26*ジブロモクロロメタン	(mg/l)	0.1 mg/l以下	—
27*臭素酸	(mg/l)	0.01 mg/l以下	—
28*総トリハロメタン	(mg/l)	0.1 mg/l以下	—
29*トリクロロ酢酸	(mg/l)	0.03 mg/l以下	—
30*ブロモジクロロメタン	(mg/l)	0.03 mg/l以下	—
31*ブロモホルム	(mg/l)	0.09 mg/l以下	—
32*ホルムアルデヒド	(mg/l)	0.08 mg/l以下	—
33*亜鉛及びその化合物	(mg/l)	Zn値 1.0 mg/l以下	—
34*アルミニウム及びその化合物	(mg/l)	Al値 0.2 mg/l以下	—
35*鉄及びその化合物	(mg/l)	Fe値 0.3 mg/l以下	—
36*銅及びその化合物	(mg/l)	Cu値 1.0 mg/l以下	—
37*ナトリウム及びその化合物	(mg/l)	Na値 200 mg/l以下	—
38*マンガン及びその化合物	(mg/l)	Mn値0.05 mg/l以下	—
39*塩化物イオン	(mg/l)	200 mg/l以下	8.2
40*カルシウム、マグネシウム等[硬度]	(mg/l)	300 mg/l以下	—
41*蒸発残留物	(mg/l)	500 mg/l以下	—
42*陰イオン界面活性剤	(mg/l)	0.2 mg/l以下	—
43*ジエオスミン	(mg/l)	0.00001mg/l以下	—
44*2-メチルイソボルネオール	(mg/l)	0.00001mg/l以下	—
45*非イオン界面活性剤	(mg/l)	0.02 mg/l以下	—
46*フェノール類	(mg/l)	0.005 mg/l以下	—
47*有機物等[全有機炭素(TOC)の量]	(mg/l)	3 mg/l以下	0.5
48*pH値		pH 5.8以上 8.6以下	7.5
49*味		異常でないこと	異常でない
50*臭気		異常でないこと	異常でない
51*色度	(度)	5 度 以下	1未満
52*濁度	(度)	2 度 以下	0.1未満
*残留塩素	(mg/l)	0.1 mg/l以上	0.4

※注 1 検査は、平成15年労働厚生省令第101号(平成15年5月30日公布、平成16年4月1日施行)に基づく水質基準の検査項目について厚生労働大臣の指定機関(ユーロフィン太平洋環境株)に依頼し実施した。
 2 残留塩素については、水質管理指標として県の指導追加項目として行った。
 3 定量限界を下回る場合は、定量限界を数値で示し「000未満 (<000)」と表示した。
 4 各項目の印について *印は省略「不可」(毎月検査)項目、それ以外は概ね3ヶ月に1回の検査(4回/年)項目、ただし・印については過去の結果によって1~3年に1回まで省略可能な項目。
 5 +印項目は、検体が原水の場合、検査を実施しなくて良い項目。
 6 検査を実施しなかった(省略した)項目については、「-」と表示した。

令和8年度 定期（毎月）水質検査結果

小網代配水塔系統

項目	(単位)	水質基準	採水月日
採水日時		—	4/9 9:35
*水温	(℃)	—	14.5
1*一般細菌	(集落数)	1ml中 100 集落以下	0
2*大腸菌		検出されないこと	不検出
3*カドミウム及びその化合物	(mg/l)	Cd値 0.003 mg/l以下	—
4*水銀及びその化合物	(mg/l)	Hg値 0.0005mg/l以下	—
5*セレン及びその化合物	(mg/l)	Se値 0.01 mg/l以下	—
6*鉛及びその化合物	(mg/l)	Pb値 0.01 mg/l以下	—
7*ヒ素及びその化合物	(mg/l)	As値 0.01 mg/l以下	—
8*6価クロム化合物	(mg/l)	Cr ⁶⁺ 値 0.02 mg/l以下	—
9*亜硝酸態窒素	(mg/l)	0.04 mg/l以下	—
10*シアン化物イオン及び塩化シアン	(mg/l)	CN値 0.01 mg/l以下	—
11*硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	(mg/l)	10 mg/l以下	—
12*フッ素及びその化合物	(mg/l)	F値 0.8 mg/l以下	—
13*ホウ素及びその化合物	(mg/l)	B値 1.0 mg/l以下	—
14*四塩化炭素	(mg/l)	0.002 mg/l以下	—
15*1,4-ジオキサン	(mg/l)	0.05 mg/l以下	—
16*シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.04 mg/l以下	—
17*ジクロロメタン	(mg/l)	0.02 mg/l以下	—
18*テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.01 mg/l以下	—
19*トリクロロエチレン	(mg/l)	0.01 mg/l以下	—
20*ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	(mg/l)	0.0005mg/l以下(暫定) (PFOS及びPFOAの和として)	—
21*ベンゼン	(mg/l)	0.01 mg/l以下	—
22*塩素酸	(mg/l)	0.6 mg/l以下	—
23*クロロ酢酸	(mg/l)	0.02 mg/l以下	—
24*クロロホルム	(mg/l)	0.06 mg/l以下	—
25*ジクロロ酢酸	(mg/l)	0.03 mg/l以下	—
26*ジブロモクロロメタン	(mg/l)	0.1 mg/l以下	—
27*臭素酸	(mg/l)	0.01 mg/l以下	—
28*総トリハロメタン	(mg/l)	0.1 mg/l以下	—
29*トリクロロ酢酸	(mg/l)	0.03 mg/l以下	—
30*ブロモジクロロメタン	(mg/l)	0.03 mg/l以下	—
31*ブロモホルム	(mg/l)	0.09 mg/l以下	—
32*ホルムアルデヒド	(mg/l)	0.08 mg/l以下	—
33*亜鉛及びその化合物	(mg/l)	Zn値 1.0 mg/l以下	—
34*アルミニウム及びその化合物	(mg/l)	Al値 0.2 mg/l以下	—
35*鉄及びその化合物	(mg/l)	Fe値 0.3 mg/l以下	—
36*銅及びその化合物	(mg/l)	Cu値 1.0 mg/l以下	—
37*ナトリウム及びその化合物	(mg/l)	Na値 200 mg/l以下	—
38*マンガン及びその化合物	(mg/l)	Mn値0.05 mg/l以下	—
39*塩化物イオン	(mg/l)	200 mg/l以下	8.5
40*カルシウム、マグネシウム等[硬度]	(mg/l)	300 mg/l以下	—
41*蒸発残留物	(mg/l)	500 mg/l以下	—
42*陰イオン界面活性剤	(mg/l)	0.2 mg/l以下	—
43*ジエオスミン	(mg/l)	0.0001mg/l以下	—
44*2-メチルイソボルネオール	(mg/l)	0.0001mg/l以下	—
45*非イオン界面活性剤	(mg/l)	0.02 mg/l以下	—
46*フェノール類	(mg/l)	0.005 mg/l以下	—
47*有機物等[全有機炭素(TOC)の量]	(mg/l)	3 mg/l以下	0.5
48*pH値		pH 5.8以上 8.6以下	7.4
49*味		異常でないこと	異常でない
50*臭気		異常でないこと	異常でない
51*色度	(度)	5 度 以下	1未満
52*濁度	(度)	2 度 以下	0.1未満
*残留塩素	(mg/l)	0.1 mg/l以上	0.5

※注 1 検査は、平成15年労働厚生省令第101号(平成15年5月30日公布、平成16年4月1日施行)に基づく水質基準の検査項目について厚生労働大臣の指定機関(ユーロフィン太平洋環境株)に依頼し実施した。
 2 残留塩素については、水質管理指標として県の指導追加項目として行った。
 3 定量限界を下回る場合は、定量限界を数値で示し「000未満 (<000)」と表示した。
 4 各項目の印について *印は省略「不可」(毎月検査)項目、それ以外は概ね3ヶ月に1回の検査(4回/年)項目、ただし・印については過去の結果によって1~3年に1回まで省略可能な項目。
 5 +印項目は、検体が原水の場合、検査を実施しなくて良い項目。
 6 検査を実施しなかった(省略した)項目については、「-」と表示した。